第10回木曽川文化圏市町合併協議会 会議録

- ●日時 平成15年11月28日 (金) 午後2時02分~3時40分
- ●会場 各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室
- ●日程
 - 1. 開 会
 - 2. 会長あいさつ
 - 3. 議 題

〈継続協議事項〉

協議第37号 高齢者福祉事業の取扱いについて

〈協議事項〉

協議第47号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第48号 消防防災関係事業(常備消防・消防団)の取扱いについて

協議第49号 社会教育事業 (スポーツ関係施設) の取扱いについて

協議第50号 姉妹都市・国際交流事業 (海外派遣事業等) の取扱いについて

4. その他

〈確認事項〉

- ○「合併協議項目」の協議状況について
- 〇第11回以降の合併協議会開催日程等について
- 5. 閉 会

●出席委員

会長森真副会長野田敏雄

委 員 横山隆一郎 星野鉃夫 長谷川匡一 武藤孝子

 松原史尚
 小森利八郎
 広瀬利和
 尾関益男

 野田 功
 小島 武
 苅谷彰三
 田中露美

横山勝利

●欠席委員 松田之利 白木 博 村井宏行

●事務局職員

事務局長 五藤 勲

事務局次長 藤ノ木大祐 松岡秀人 林 昭光

 事務局長補佐
 村井清孝

 総務係長
 稲川和宏

 計画調整係長
 前田直宏

事務局員 稲垣嘉朗 江田裕之 前島宏和 尾関 淳

●説明者

福祉部会 熊崎敏雄(各務原市健康福祉部長)

堀部信治 (各務原市健康福祉部高齢福祉課長)

企画財政部会 松岡秀人(各務原市企画財政部企画政策課長)

消防部会 飯沼一義(各務原市消防長)

梶浦信雄(各務原市消防次長兼総務課長)

野田凱夫 (川島町総務課長)

教育部会 高根靖臣(各務原市教育長)

小島千治(各務原市教育委員会事務局スポーツ課長)

岩田幸久 (川島町公民館副館長)

産業部会 岡部秀夫(各務原市産業部長)

淺井修三 (各務原市産業部観光交流課長)

午後2時02分 開会

【事務局】

皆様、本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりま したので、ただいまより第10回木曽川文化圏市町合併協議会を開会いたします。

本日、松田委員様、白木委員様、村井委員様がご欠席とのご連絡をいただいております。 恐縮でございますが、会議でご発言されます場合は、お手元のマイクの中央に大きなボタ ンがございますので、このボタンを押してからご発言をお願いしたいと思います。

それでは初めに、当協議会の会長でございます森各務原市長よりごあいさつをお願いいた します。

【会長:各務原市長】

どうも皆さん、ご苦労さんでございます。

急に寒くなったような昨今でございますが、お元気でご活躍のことと存じます。もう合併協議会、今日で第10回目ということでございますが、幸い川島町さんと各務原市との協議会はまあまあ大枠順調に進んでいるのではないかと思っている次第でございます。今日も協議事項は四つ、大事なことばかりでございますが、慎重にご審議いただきまして、決めるべきところはちゃっちゃっと決めていただければありがたいというふうに思う次第でございますが、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【事務局】

どうもありがとうございました。

続きまして、本日の議事に入らせていただきます。

規約に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

【議長:各務原市長】

それでは早速議事に入らせていただきます。

議事に入ります前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員の方を指名させていただきます。

武藤孝子委員と田中露美委員のお二方にお願いしたいと思います。後日、事務局から議事録を持って伺いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に基づいて進めてまいりたいと存じます。

本日は、継続協議事項1件と協議事項4件が議題として提出されております。

それではまず、継続協議となっておりました協議第37号の高齢者福祉事業の取扱いについてを専門部会から説明させます。

【福祉部会】

高齢者の福祉事業につきましては、第7回の合併協議会におきまして、百歳祝い金及び敬 老祝い金の取り扱いについて、時間的猶予がほしいということで継続協議となっております。 2ページの項目1、2をご覧いただきたいと思います。 これらの調整方針につきましては、前の協議会と変更しておりません。調整方針を確認したいと思います。百歳祝い金につきましては、合併する日をもって各務原市の現行制度に統一をする。両市町の違いにつきましては、祝い金額について、各務原市が10万円、顕彰状、花束というような内容でございます。川島町が 100万円、祝い状、記念品というような内容になっております。川島町におきましては、青井信尚福祉事業基金という基金から支払われております。

次の2項目め、敬老祝い金につきましては、平成17年度から各務原市の現行制度に統一をしてまいりたいと考えております。これの市町の違いでございますが、対象者の区分でございますが、各務原市は77歳、88歳、99歳という節目支給になっております。川島町は75歳以上の方すべてに支給がなされております。それから祝い金額につきましても、各務原市は1万円から2万円、川島町は5,000円から1万2,000円というような、対象年齢に応じた支給内容になっております。

以上で説明を終わります。

【議長:各務原市長】

ということでございますが、ご質問、あるいはご意見がいただけましたらいただきたいと 思います。

【副会長:川島町長】

この前、私の方から継続ということでお願いをいたしました。一定の日にち、時間等もいただきまして、私なりに近郊町その他をできるだけ調べて、この前の継続になっておりました件については、了とするというようなことを思います。

一点、これはお諮りというか、了解を求めることになると思うんですが、百歳 100万円の祝い金を川島町が設けた原資の寄付、これは川島町のご出身の方で、京都の方へ行かれた方ですが、今年お亡くなりになったんです。10年以上たちますけれども、今までにお 1 人該当があって、今日もずっと調べると、ここ二、三年は該当もないということなんです。 1,000万円寄付してもらって10何年たちますから 1,200万円ぐらい。そこから 1 人だけ該当が出て、まだ 1,100何万円確かあるはずです。これを私の気持ちとしては、そういう性格であるし、税でもありませんので、遺族の方も川島町にお見えになるということなどいろいろ考えますと、何かその人の冠を付した、小・中学校がいいのか、ほんの家がいいのかは別として、内容はこれからいろいろ検討しながら、記念的なもので名を残してあげたいなというような気持ちがずっとあります。合併前に川島町の方でいろいろ考えさせていただくことを、お諮りをいただければありがたいなと、こんな気持ちでございます。

【議長:各務原市長】

そのほか、ご質問、ご意見ございましたらいただきたいと思います。

【横山隆一郎委員】

今の町長さんのご意向ですが、合併前に町で記念の何かに使いたいという……。

【副会長:川島町長】

名を残したものを何かね、決してどこかのように温泉券を配る気持ちは持っておりませんので。

【議長:各務原市長】

基金として残したいという……。

【副会長:川島町長】

基金じゃなくて、それは後の管理が困りますので。できれば私は青少年に対する、例えば 青井信尚文庫とかいろいろあるわけです。これは合併以前に川島町できちっと処理させてい ただくということをできれば了としていただくとありがたいなと、こういうことです。

【横山隆一郎委員】

それはそれでいいんじゃないですか。

【議長:各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございますか。

〔発言する者なし〕

今の川島町長さんのお説についてですが、合併以前のことは川島町の権限でおやりになる ことですからということですわな。

【副会長:川島町長】

だけど、基金なんかはもう今既に今日の段階で、合併協議が始まる前にすべて相互に、何もがんじがらめになっておりませんが、お互い知ってみえるもんですから。後から、あれ、あの基金どこへ行ってしまったというようなことでは困るもんで、知っておっていただくというか、わかっておいていただくことになれば一番私はいいと思います。

【議長:各務原市長】

川島町さんの社協に入れたらどうですか。

【副会長:川島町長】

それも含めて考えさせていただきませんか。

【議長:各務原市長】

それはおたくの権限ですから、諮らんでもいい……。

【副会長:川島町長】

だから平成16年度中はうちの議会で処理できるんですが、あれ、何もなしにあれも消えて しまったかという話はちょっと私の方もなんですので。

【議長:各務原市長】

今申しましたように、平成16年の10月末までは川島町、11月1日から合併して新市になるわけなんで、それ以前の財産に関しては川島町の権限なので、私どもとしてはノーコメントということでございます。

ですが、これは大事なことですから、これは僕の、会長やなしに個人的な意見として申しますと、大変僣越ですが、この敬老祝い金について各務原市も同じだったんですよ。私が市長に就任したのは平成9年の5月でございまして、だから平成9年の5月は既に前の市長さ

んの予算が3月議会で可決になっていて、それを誠実に実行していくという役目やったんや、 僕はね。平成10年の4月1日からこれは変えましたよ。

これは私の考えですが、そりゃあ皆さんは皆さんのおのおの考えがあっていいんですがね。 我々の国、我々の社会の仕組みは自由競争が土台になっておるわけですよ。ところがある階層、ある人々はこの自由競争のテーブルに乗れんと。それでは人間社会としてはいかんということで、人々の連帯の手で底上げをするというのが私は福祉の原点やと思うんですね。したがって、強い者も弱い者も、お金持ちも貧乏な方も、お体に故障がある方も健常者ものべつ幕なし、うちの場合は当時、よう忘れんけれども、70歳から75歳までは全世帯に3,000円ずつ行っておった。75歳からご本人が天国に行かれるまでは6,000円ずつ行っておったんです。それから100歳の方には100万円行っておった。私が市長に就任しまして、これは福祉ではないと。だってお金持ちも、武藤先生のとこまで行ったんやで、武藤嘉文先生のとこまで。武藤さんはさすがに返してござった。

ということでございまして、いろいろ議会とも相談いたしまして、平成9年に就任して、 平成10年の4月1日からうちの制度を改めて節目支給に、これは古希とかそういう年ですよ。 節目支給にしていただいて、例えば 100歳の方が 100万円おもらいになっても赤のれんへ行 けるわけやないし、下呂温泉へ行けるわけじゃないでしょう。ということなんで、断腸の思 いで私はこれを10万円にさせてもらって、平成10年からやなかったかな、確か。私、福祉と はそういうもんやと思うんですね。

幸い町政本位にとっていただいたらいいんで、あとは今の青井さんでしたかね、僕は存じ上げませんが、その方が天国でええとこに使ってくれたというふうになるように、社協に入れるということも含めてお考えをいただければ、おたくの権限でおやりになることですから、それについてはお互いけちなこと言いませんから、良心に照らしてやってもらやいいわね。

【副会長:川島町長】

社協も一つの案ですが、社協も今、合併協議を進めておりますので、その前に処理することを了としていただきたいと。

それから祝い金については、実は川島も、おととしの敬老会に、中に、もう貰えへんようになるぞということが、どこが発信かわかりませんが、そういううわさが一時期流れました。それは近郊町村もそういうことに取り組んでおって、それを聞いて、いろいろと合併論議が起こってきたんですね。そして、自分というか、議会ともご相談の話ですけれども、いろいろ議論はしました。しかし、まあ合併の話も出ておるでというようなことで、今の市長さんのおっしゃった視点から言うと、ある面では改革の切り込みというようなものが少し外れておったかもわかりませんけれども、それはよしとして、自分はご提案してきたという経緯なんですわ。少し話は出たんですわ、これ。

【議長:各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

ご意見もご質問も尽きたようでございますので、改めてお諮りいたします。

継続協議となっておりました協議第37号については、原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。それでは、協議第37号については原案どおり決定いたしたいと 存じます。

今、副会長さんが私に申されましたのは、青井信尚基金のお金については、私が取りまとめいたしたとおり、合併以前の町有財産・負債については町の権限でおやりになることですからということで、よろしゅうございますね。

〔「はい」の声あり〕

以上。

続きまして協議事項に入ります。

協議第47号の事務組織及び機構の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【企画財政部会】

それでは、お手元の水色の冊子でございます。 1 ページ目をご覧になっていただきたいと思います。

協議事項第47号、事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

四角の中、現在の川島町役場については、適切な住民サービスを提供するため、(仮称) 川島振興局を設置する。なお、各務原市の「事務組織及び機構」については、現行のまま存 続するということでございます。

2ページ目をご覧になっていただきます。

調整方針ということでございます。先ほどの四角の中と繰り返しになりますが、現在の川 島町役場については、適切な住民サービスを提供するため、(仮称)川島振興局を設置する。 なお、各務原市の「事務組織及び機構」については、現行のまま存続するということでござ います。

そして下段につきまして、(仮称)川島振興局の方で分掌していただくことになります事 務のあらましについて書いてございます。

まず星印でございます。基本的には、まず振興局の方で適切な住民サービスが提供できるように。そして、川島地域の課題に対して迅速かつ的確な対応ができるようにということ。 そして合併後の事務処理等がスムーズにいくようにというような配慮のもとに、こういう組織をつくるということでございます。

薄い四角の中でございます。実際にここの組織で分掌する事務につきましては、おおむねこの四角の中のとおりでございます。基本的には、庁舎あるいは財産管理に関すること。広聴、自治組織(町内会)に関すること。そして各種相談に関することとしてございます。合併当初でございますといろんな相談事が参ると思いますが、こちらの方で適切な相談をし、こちらの方で処理するもの、そしてまたこちらの各務原市役所の本庁舎の方で処理するもの

等の総合的な窓口として配置するということになると思います。あと、川島地区の道路等の維持補修に関することということでございます。地域の道路、側溝、その他あらゆる施設面のいろいろな相談事にこちらの方で対応するということであります。その下、戸籍、住民、印鑑、埋火葬、税、上下水、国保料等の収納に関すること。そして一番下段でございますが、老人福祉、児童福祉、母子福祉、身体障害者福祉、生活保護等に関することということで、先ほど申しましたように、基本的にはこちらで住民関係のほとんどの部分の窓口業務が完結するということに配置してございます。そして先ほど説明申し上げましたように、道路関係等の処理、あるいは各種相談業務をこちらの方で対応できるようにという配慮をしております。

あと、その下段でございます。参考といたしまして、現在までのところ協議が皆済んでいる形のものばかりでございますけれども、ただいまお話をさせていただいております「川島町役場」は「各務原市(仮称)川島振興局」、そして「川島町保健センター」は「各務原市川島健康福祉センター」、同じく「川島町公民館」は「各務原市川島公民館」、「川島町生きがいセンター」につきましては「各務原市川島生きがいセンター」、「川島町ほんの家」につきましては「各務原市川島ほんの家」、そして「川島町ふるさと史料館」につきましては「各務原市川島ふるさと史料館」、そして「川島町学校給食センター」につきましては「各務原市(仮称)川島学校給食センター」というような施設、組織が配置されるというふうに考えております。

あと、右の方に新市行政組織図というふうに書いてございます。市長部局の方から、助役 以下各部相当のレベルで振興局を配置したいというようなイメージ図でございます。

私どもの説明は以上でございます。

【議長:各務原市長】

ただいま議案第47号についてご説明申し上げましたが、ご意見、ご質問がございましたら ご自由にいただきたいと思います。

【横山隆一郎委員】

これは局を設けるということなんですが、実施する事務はおおむね次のとおりとするという括弧の中を見ますと、当然ですけれども、今の市の組織の中でできることばかりなんですね。今の各務原市の職員には川島町だけ別扱いにするというような肝っ玉の小さい職員はおらんと思いますので、各務原市と同じように必ずやるということからしますと、川島町に川島振興局という局をわざわざつくらなくてもいいんじゃないのかと。失礼ですけれども川島町は人口が1万人、今、各務原市で旧町1万を切っているような町はないわけでして、そういうところに特別な地域性を持ったことをしているかというと、決してそうでない。やっぱり一番早く川島町と各務原市が新市としてスタートして一緒だよというふうにしようとするならば、むしろこういうことはそれを阻害する可能性があるというふうに私は思うんですね。ですから、こういう局をわざわざつくるということは私は反対です。

【議長:各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思います。

【副会長:川島町長】

横山委員さんはさすがに人口13万余人の議長さんとして、理論的にきちっと理路整然とし ていらっしゃいます。しかし、実際問題といたしまして、機関とかそういうものは、人だと かいろんな問題が絡んできます。そして町の事情その他いろいろとあります。やっぱりその 地に一定のものを置くことによって徐々に市としての一体感というものを出していくという ようなことも、ある意味では必要ではないかと思うのです。今日の議題がここまで上がって くる中では、川島支所というようなことが頭に多少ありましたが、川島振興局で上がってき て、私としては、これは何も永遠ということではなくて、町民が市民として一体感が出る期 間、できればこういう方式でお願いしたい。あえてもう一つつけ加えるとするならば、せっ かくこの名前をつけていただきましたので、この項目の中に、例えばの話ですよ、川島地区 の振興に関する事業等の連絡調整といったようなものも入れていただくと私としてはありが たい。横山委員さんのおっしゃることも十分理解はいたしておりますけれども、繰り返しま すが、永遠とかそういうことではありません。かえって不平等になるというようなことはよ く承知いたしております。しかし、新市になるというのことは戸惑いも多く、こちらの方が なじめるように努力もしないけませんけれども、そうばかりではないというような面も、私 は毎日の仕事の中から町民の皆さんの動きその他を見ておると、それは手にとるようにわか ると、こんな思いでおるわけです。永遠とは言いませんので、何とぞご議論をお願いしたい ということでございます。以上です。

【議長:各務原市長】

今日は川島町の方もたくさんお見えですので、ちょっと僕から言葉を説明しますが、前は各務原市も鵜沼支所、あるいは稲羽支所を置いておったんですね。「支所」という名前から、やっておることは同じようなことですが、少し出先の機能を強化いたしまして、鵜沼サービスセンター、蘇原サービスセンター、稲羽サービスセンターで、今では「サービスセンター」という言葉を使っておるんですわ。これは名称の変更と同時に、現場でできることはできるだけ現場でやった方がいいということで、おのおのサービスセンターの職員及び機能を強化しまして、権限も少し余分におろしまして、今サービスセンターということでやっておるんや。要は同じことや。事は同じことやけど、言語感覚がね。だから、横山議長がおっしゃったのは、あくまで善意で、各務原市の職員は川島町の職員同様肝っ玉が大きいはずなんで、わざわざ振興局ということをせんでも、例えば川島サービスセンターでもいいんじゃないかという意味やな、横山さん。

【横山隆一郎委員】

そうです。

【議長:各務原市長】

ということやわ。それに対して町長さんは、永久とは言わんが、かたく言うと暫定やわな。 暫定でもいいんで振興局の方が権威があるぞという意味やな、そういうことやろう。

【副会長:川島町長】

そうです。それと、私、実は長いこと職員をやっておりましたので思うんです。今、各務原市さんの大勢の職員さんの方が地域の実情、事情、いろんなさまざまなことがありますけれども、それに即その日から対応していただくとなりますと、かなり戸惑いとかもあると思うんですね。やっぱり、何遍でも言いますけれども、未来永劫ではありませんので、今、支所もサービスセンターに変わってきたというような経緯もお聞きしましたが、何とかこういうスタイルで当面はやっていただけるとありがたいということでございます。

【議長:各務原市長】

ちょっと事務方に僕から尋ねますが、今の副会長さんがおっしゃったことの一つに、この 真ん中の薄い括弧書きの中に、川島地区の振興に関する連絡調整ということを入れてほしい というご要望がありましたが、それは別にこの地域振興局によらず、川島地区サービスセン ターによらず必要なことじゃないかと思うが、どうですか、事務局。

【企画財政部会】

今回の場合ですと、やはり特にそういう文言が入った方が適切だと思います。

【議長:各務原市長】

それなら入れておいてはどうか。

【企画財政部会】

はい、わかりました。

【議長:各務原市長】

お願いします。

さて、率直にどうやね、どっちがいいか。

どうぞ皆さん、ご発言を。どうぞご自由に意見を出してください。

【尾関益男委員】

今、各務原の議長さんが言われたけれども、うちの町長が申しましたが、しばらくの間で結構です。ここに記してある川島振興局でご無理が願えたらと私も思っております。今、合併というときに、まだ決定はしてないけれども、住民の皆さんに説明するいろいろなことについても、大半がちっとも現状とは変わりません。各務原市の市役所の方へ来てどうこうということもありません。またバスも乗り入れていただけるということですと。しばらくの間はひとつこういうことでご協力が願えたらと思います。

【松原史尚委員】

参考までに教えていただきたいと思うんです。今、蘇原とか鵜沼とかにあるサービスセンターと、この振興局に書かれている内容の中で大きな差があるとしたらどこなのか教えてください。

【企画財政部会】

特に川島振興局について配慮した点については二つございます。それは、サービスセンターでは道路等の維持補修に関することというような文言、そして各種相談に関することとい

うのはあえて入れておりません。もちろんサービスセンターでも相談事については受け付け ておるわけですけれども、分掌的にそれをせよという形にはしておりません。

また、特に今回、川島地区に特例的に配慮しましたのは、道路等の、いわゆる公共施設その他の問題、維持補修等については、初動的な窓口はこちらでという配慮をしてあるものでございます。

【横山隆一郎委員】

基本的に川島町の皆さん方にお願いしておきたいのは、やっぱり昔から郷に入れば郷に従えという言葉がありますように、合併方式の基本がどこにあるのかということを根底に、それにいかに早くなじむかということの基本認識を持っていただかないと、私はかえって川島町のためにならないんじゃないのかというふうに思うわけです。そういうことからしますと、道路の維持補修とか何とかということを今専門部会が言いましたけれども、そういうことで川島町だから特別に優遇するだとか、あるいは特別にやらないよとか、そういうような作為的なことは決してしませんよ。とするなら、これはむしろみずから逆差別を望むというようなことになりかねない。それはかえって新市にとってマイナスだというふうに私は思うんですね。だから、ぜひその辺の認識をご理解いただきたい。

【副会長:川島町長】

この前、私も市制40周年のお祝いにご招待賜りましたが、既に各務原市さんは合併をして今40年ですね。40年の歴史がたって今のサービスセンターです。私は、例えばこの後、新市建設計画を小委員会で鋭意ご努力していただいておるわけですけれども、この中に例えば川島とこの各務原とを結ぶ新橋の整備というようなものが上がってくるならば、当然、こういった段階では本当に一体感ができると思うんですね。現状ではそれはほとんどないんですけれども、実態としては。現在、川島の北には橋がございません。県道が川の中を走っておる、ご承知のとおりでございます。あれやこれや考えていきますと、当分の間こういう形になれば一番いいなということでございます。

【議長:各務原市長】

それでは僣越ですが、取りまとめをさせていただきます。

横山委員がおっしゃったことは私も理屈だと思います。ですが、同時に合併される側の町民である川島町民の心情を思うと、これは理屈じゃないと思いますよ、僕は。あしたから長年親しんできた川島町役場が閉鎖になると。これは、その住民の立場も酌まないかんと僕は思いますね。あしたから川島町役場が閉鎖になると、そういうときは非常に僕は寂しいもんやと思いますね。しかし、これからの国・都道府県の動向、日本経済をずうっと見ていくと、とても単独ではやっていけんと。合併するなら各務原市ということで合併に踏み切ったということでありますので、私はここのところは、できたら横山委員にね、筋は横山委員の言うとおりですが、というような感じがしまして、川島サービスセンターにするのか、川島振興局にするのか、名前のことだと言えば名前のことなんで、川島振興局でこの原案のとおりでどうかと。プラス括弧の中に川島地区の振興に関する連絡調整。

あそこは特殊地域でございまして、川中島なんでね。例えば各務原市で経験したことのない治水上の大問題なんかは実際わからんわけですわ、こっちでは。各務原は水害というのは今までの各務原市の歴史ではありませんからね。あそこはその危険が常時あるわけですね。今では護岸をきちっとやっていいんですが、それでもそういう遺伝子が今日まであるところです。そういうこともございますので、四角の中に、川島地区の振興に関する連絡調整というのは入れてもいいと私は思います。

どうでしょう横山委員、川島振興局で、当面暫定的に。

【横山隆一郎委員】

ちょっと確認ですけど、そうしますと今、この括弧書きの中にあります財産の管理にして もいろいろ全部、現在の総務部だとか、市民部だとか、環境部だとか、すべての部門にまた がっていることを川島町については振興局がすべてやるということになるわけですか。

【議長:各務原市長】

そのご質問に対して、専門部会。

【企画財政部会】

基本的に二つございます。一つは、今ご指摘がございましたように、市の組織というのは縦割りの中でいろんな部署がございます。その中でそれぞれの所掌事務がございます。しかしながら、初動的ないろな窓口はまずこちらに一本にしたいという考えでございます。そして、その場合の予算等につきましては、今後、本来の本局の担当部課と川島振興局の所掌する予算、分野等はこれから持ち分けの検討をしていくわけですけれども、基本的には、初動的なことではある程度こちらで自己完結型のところまでいけるようにしたいというふうに考えております。

なお、誤解があるといけませんのでちょっと申し上げておきますが、例えば財産の管理に関することといいますのは、例えて言うと、川島町の庁舎あるいはそれに附帯する公共施設の財産の管理上の一部ということでございますので、基金をずっと持って管理するとか、そのような意味ではございませんので、念のため申し添えます。以上でございます。

【議長:各務原市長】

横山さん、いいですか。いかなんだら、ようく得心いくまで聞いてください。 要するに窓口業務ということでしょう。

【企画財政部会】

はい。基本的には窓口業務と、通常私どもがサービスセンターで行っております窓口業務よりも合併に伴って今までより多くの相談業務が出てくると思われます。旧町の皆さんはやはりこちらの本庁舎へ来るよりも手近なところへという要望が多いと思われますので、先ほど来お話が出ておりますように、当分の間、その辺の弾力的な運用を含めて対応できるようにしたいというのが私どもの考えでございます。

【横山隆一郎委員】

相談業務なんかは確かに顔なじみの職員の方がいいに決まっておるから、それはサービス

センターにしようが、名前がどうあれ、今の町の職員が主体となって向こうの窓口業務に当たっていただくというのは大事なことだと思うんですね。例えば今の公共施設の財産の管理を局がするのか、それともうちの総務部でやるのか、2本立てでいくのか、1本でいくのかと。そういうことも振興局をつくって財産管理もここでやりたいんだというような感覚では、それは合併以前の問題ですよ。

【議長:各務原市長】

そういう意味やないやろう。

【横山隆一郎委員】

だからその辺の、どこまで予算を持ってどういうようなことまでやるのか、本当に窓口だとかそういうことだけなら、今私が言ったみたいな職員配置のことで済むわけですので、その辺の感覚が私はどうしても理解できない。だから、どういうところまで実際局が実務としてやるのか。

【議長:各務原市長】

私の理解は、基本的なことは鵜沼でも那加でも蘇原でも稲羽でも川島町でも同じで、今まで本庁舎で何々部でやっておったことは全部ここでやりますと。旧川島地区に振興局を置いた場合は、窓口業務プラスアルファというふうに理解しております。プラスアルファというのは何ぞやというと、主として相談。現実問題、昔と違いまして、今はかなりの相談もテレビで本庁舎とつながって、鵜沼サービスセンターにはテレビがありまして、コンピューター・インターネットも完備していますから、ボタン一つで本庁舎の何々課が全部出てやれるわけですわ。そういう意味も含めた相談活動プラスアルファと。プラスアルファとは本当のプラスアルファというふうに聞いておりますが、事務局からきちっと説明してください。

【企画財政部会】

ちょっと舌足らずな点があって申しわけございません。先ほど少しお話を申し上げたつもりだったんですが、庁舎財産管理に関することという点について、基本的に財産管理と言いますのは、私どもサービスセンターはサービスセンターで現在もやっておりますが、例えて言うと庁舎管理、旧川島町の庁舎の施設管理というようなふうに理解していただければ結構です。それをお役所用語で言いますと財産という呼び方をしますので、そのようなことでございます。当然、川島地区にありますいろんな公共施設は、各務原市全体で見まして一体的な管理ということになりますので、そういう点は振興局が直接管理するというようなことにはなりませんので、この場合の財産管理というふうに記載してございますのは、基本的には旧の川島町の庁舎、あるいはこちらの方の出先の施設の一部というふうにご理解をいただければと思います。

あと、業務につきましても先ほど会長の方が申しましたように、基本的には相談業務、そして相談業務プラスアルファといいますのは、要するに旧町の方々が持ち込まれるいろんなものに、これはあっちへ行ってください、こっちへ行ってくださいと、すぐこちらの本庁の市役所に振るんではなくて、一定の整理された状況の中でこちらに来ていただくものは来て

いただくと、そのような状態をつくっていただきたいということです。

そしてもう一つ、最後に蛇足ですが、私ども各務原市におります職員につきましても、川島地区のことにつきましては勉強させていただくわけですが、今こちらにおります職員も何名かは向こうへ当然配置しまして、川島地区の状況もつぶさに勉強させていただきまして、行政対応ができるようにさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。以上です。

【議長:各務原市長】

横山委員、わかりましたか。

【横山隆一郎委員】

私の思っていることは皆さん方にご理解いただけたと思いますので、これ以上くどくどは 申し上げません。

【議長:各務原市長】

それは庁舎財産に関すること、「財産」と入っておるんで誤解を招きやすいんですが、行 政用語では庁舎管理のことを庁舎財産と言うわけやろう、そういう意味やろう。

【企画財政部会】

そういうことでございます。

【議長:各務原市長】

という意味ですから、ご了解を願いたいと思います。

【副会長:川島町長】

その辺のところ、横山委員さんの思い、私、ようわかるんですよ。もっと平たく言いますと、川島の現在の役場が今日から合併したよといった場合には、本庁の管財課が云々やるんではなくて、振興局長やっていきなさいよと、こういうことでしょう。

【企画財政部会】

そのとおりでございます。

【議長:各務原市長】

そのほか、ご意見、ご質問ございませんか。

[発言する者なし]

ご意見、ご質問も尽きたようでございますので、今の事務局の説明を了解していただいたということで、協議第47号につきましては、原案どおりで決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしということでございますので、協議第47号につきましては原案どおり決定されま した。ありがとうございました。

続きまして協議第48号に移ります。

協議第48号の消防防災関係事業(常備消防・消防団)の取扱いについてを専門部会から説明願います。

【消防部会】

それでは、消防本部の飯沼でございます。消防防災関係事業(常備消防・消防団)の取扱いについて、協議第48号の案を説明させていただきます。

方針でございます。常備消防については、羽島郡広域連合の解散と同時に新市へ引き継ぐものとする。消防体制については、現体制以上の強化が図られるよう、新市において決定する。消防団については、各務原市の現行制度に統一する。なお、統一により格差の生じる川島地区の消防団員の報酬等については、緩和措置を講ずるという方針をさせていただいております。

その次のページでございます、4ページになります。

調整方針はただいま申し上げましたとおりでございますので、省略をさせていただきます。 現各務原市の体制は、この表にございますように4課4署2出張所でございます。川島町 は羽島郡広域連合消防本部の管轄下にございます。川島町は、川島分署と東消防署のもとに ございます。それを、矢印で見ていただきますように、新市における消防体制、先ほど申し 上げましたように、羽島郡広域連合解散後に西消防署の管轄のもとの川島分署 —— 仮称で ございます —— というふうに位置づけるという案を持っております。それによりまして、 各務原市の消防本部は4課4署2出張所1分署という体制をとりたいというように考えてお るものでございます。

続きまして次のページでございます。

消防団に関します問題でございます。各務原市の消防団は、①にありますように、本市に居住する年齢18歳以上の者。②志操堅固で、かつ、身体強健な者としております。川島町の消防団は年齢において差がございます。そしてもう一つが、①にありますように、区域内に居住し、又は勤務をされている方でも消防団員になれるとされております。そして調整の結果でございます。調整方針のところにございますように、名称として、各務原市消防団とする。そして、①本市に居住又は勤務する年齢満18歳以上の者。②志操堅固で、かつ、身体強健な者ということで方針をしております。

その次の表でございます。組織及び定数でございます。各務原市は定員 600名、9分団17 部55班体制で現在消防活動をしていただいております。川島町にありましては、定員 120人、6分団体制でございます。各務原市との中身につきましては若干の差がございますので、今言いました定員 120人、6分団体制ということでご承知おきいただきたいと思います。そして調整の方針でございますが、各務原市消防団とする。そして各務原市消防団は再編し、2分団6部6班体制の川島町の体制を各務原市消防団に統合しようとするものでございます。また、新市においての定員を 690名、先ほど川島町は 120名体制でございますが、これを減員としなければならないということにつきましては、いわゆる消防団員の不足ということ、そしてもう一つの理由は、町の職員が本部の分団を主に組織しておるということで、町職員の消防団の体制、活動は無理になってくるということで、30名を減していただくようにという強い要望がございまして、統合いたしまして11分団23部61班体制とする。ただし、平成16年度分については、それぞれ市町の現行体制のとおりとしようとするものでございます。

次のページへまいります。

先ほどの調整方針で申し上げましたように、報酬等に差がございますので、差額分を3年間に限り補助金として消防団に交付しようとするものでございまして、各務原市のそれぞれの団長から団員、また音楽隊、自動車班に係ります報酬をここに記載させていただいております。そして右の表、川島町でございます。これもこの表のようになっております。やはりこれだけの差がございますので、今の消防団を現存するために、どうしてもこの差額分を見てやっていただきたいという強い要望がございまして、この調整ということで、団長の場合はこのまま5万円、副団長の場合は今5万円になっております。その名称的に一つ位が下がってまいります。ですから4万円というふうで、川島町さんの場合は団員一番下が4万1,00円ですが、これがもうかなりの差がございます。こういったものを補助金ということでお支払いいただきたいということでございまして、これを現段階で試算をいたしますと164万500円、3年間支払って、これによって消防団の存続をお認めいただきたいという申し出のもとに調整をしたということでございます。

そしてその次、5番です。5番は費用弁償でございますが、費用弁償につきましてはすべて各務原市の現行体制、いわゆる、表にございます出動手当1回1,500円、訓練手当1回1,500円のみとするということで、各務原の制度に統一をいたします。

6番の制服でございます。制服に関しましては、当然、すべて名称が入っております。そ して形態そのものも違っておりますので、これはすべて各務原市の制服、活動服、制帽に統 ーをするというものでございます。

7番の退職報償金でございます。退職報償金は、消防団員等公務災害等責任共済等に関する法律施行令の基準がございます。この基準がこの表でございます。これは、各務原市はこのとおりに経験年数5年以上の退団者に適用をしております。しかしながら、川島町さんにおかれましては3年以上5年未満の分を手厚く手当てをされております。しかしながら、これにつきましては、合併の翌年になりますが、平成17年の4月からはこれは各務原市の方式に統一をするということでございます。

8番の消防団福祉共済及び火災共済につきましてですが、各務原市の場合は福祉・火災両方とも団員が 3,500円を負担しております。一方、川島町さんの方におきましては、この表にありますように、町が 3,500円を負担されております。これにつきましても強い要望がございまして、3年間、平成17年・18年・19年度に限り、これを補助ということで調整をしております。

9番の消防協会に対する費用でございます。これにつきましても、各務原市の場合はすべて個人から徴収をいたしております。しかしながら、川島町さんの方では町で負担をされております。その分の差額でございます。福祉共済費が年額で31万 5,000円、消防協会費が15万 7,600円を負担されておりますので、これも補助対象としていただくようという要望のことから調整をいたしまして、この調整案を本日提案させていただきました。よろしくお願いをいたします。

【議長:各務原市長】

協議第48号につきまして、消防団・消防署につきまして説明させましたが、ご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思います。

【副会長:川島町長】

各務原市さんには水防法に基づく水防団があると、こういうことやね。その辺が実は川島町とは違っておりまして、ああいう特殊地域といいましょうか、川中島であっても、水防法に基づく水防団はございません。これは川中島という、ある意味では非常にデリケートといいましょうか、木曽川を挟んで尾張側、木曽川左岸には、水防団が犬山からずっとあるわけですね。それから木曽川の右岸へ行きますと、各務原市さん初めずっと羽島まで水防団があります。まさに川島はどちらの水防団にも入れてもらえなかったということです。ですから、消防団員ですが、各務原市さんは人口13万何ぼで 600人ですね。川島は1万で 120人体制。これは、そういう水防団がございませんので、消防団員と水防団員を、実態として兼務してやっていただくと、こういうことがずうっと歴史の中であったというようなことでございます。そういう意味で、費用的にも加味して今日に至っておると。

これで仮にめでたく合併できました場合には、もう既に各務原市さんは水防団があるということですから、川島もそのエリアになるのかどうなのか。それはそのときの議論になると思うんですけれども、そういう特殊事情もあったというようなことでございます。その実情だけをご理解いただきたい。したがって、先ほども説明のありましたように暫定的といいましましょうか、激変の緩和というようなことをお願いしていきたい。

今まででも、なかなか実現しなかったことがございます。現在、羽島郡の広域連合の消防の構成員として川島分署があるわけでございます。いろいろと問題になります有事優先方式。これは、現在職員が10人詰めている。1日1人8時間勤務ですから、夜も昼も3人だけなんですね。それで消防タンク車1台と救急車1台もちゃんと持っている。これが救急、消防、同時の通報が入ると、どちらか切り捨てて出発しないかんというようなことで、こういったケースは、ずうっと過去のものを調べてみますと10年に1回くらいのペースだったんですね。それをよしとしてそういう制度をとって今日に来たんですが、結局、ここ二、三年見ていると、やっぱりそうではなくて、最近はいろんな形で救急車の出動、それから火災出動もございまして、おととしだったですか、たまたま救急が入って救急へ出ておったところに火事が起こったということで、結局2軒丸々燃やしてしまったというようなこともありました。消防団員が30名減るというような調整ですけれども、これは最初に調整事項に書いてございますように、ぜひとも消防体制、常備消防についてはぜひとも現体制以上の強化というのを要望したい。地理的な面、交通の便がよくなれば、それはそのときにまた考えていけば結構ではないかというようなことを特にお願いしていきたいなという思いがいっぱいでございます。

【議長:各務原市長】

ちょっと僕質問ですが、川島町さんの消防団は 120名いらっしゃるが、うちは 600人と。 消防団員と水防団員とは兼務ですね。この差は町職員さんということですか。合併したら定 員 690人と書いてある。各務原市は 600人おるわけでしょう。そこへ 120人足すと 720人ということになるが、 690人と書いてあるのは職員さんがまじっているからかね。

【消防部会】

いや、そうばかりではございません。

すみません、申しおくれました。川島町の消防を担当しております総務課長でございます。ご説明しますと、先ほど町長も申し上げましたように、1万人で120人ということは80人に1人ですね。各務原市さんは13万7,000人で600人というと、約220人に1人ということですね。いきなりそこまでには、地形的なこともございまして、近づけるということはなかなか難しゅうございますので、倍といいますか、半分といいますか、110人に1人というのが90人になるわけですね。たまたま川島町は6分団ございますが、ある程度減員するにしても、各分団、同じような減員ということになりますと、5人ずつで30人ということでございます。

【議長:各務原市長】

僕はわからんで伺うんですが、大したもんやと思っておるんですよ、 120人もいらっしゃるもんでね、今現在、消防団員さんがね。人口1万人ちょっとで 120人いらっしゃるんで尊敬しておるんですよ。その 120人の中には町職員さんは入っておるんですか、入っておらんのですか。

【消防部会】

入っております。

【議長:各務原市長】

70何人入っていらっしゃる。

【消防部会】

いや、70何人は入っていないですが。

【議長:各務原市長】

何人入っていらっしゃる。

【消防部会】

十二、三人だと思いますが。

【議長:各務原市長】

わかりました。

【横山隆一郎委員】

ちょっと事務局にお尋ねしますけど、羽島郡の広域連合消防本部はいつごろまで存続しそうなのか。合併等がいろいろ絡んでくるでしょうから、非常に見通しが悪いかもしれませんけれども、どうなんですか。

【消防部会】

私からお答えしてもよろしいかちょっとわかりませんですが、岐阜市さんは……。

【広瀬利和委員】

私は岐阜地域の合併協の委員をやっておりまして、毎月のように合併協へ行っております。

今のところ順調に進んでいるんですけれども、合併協の事務局といろいろとお話ししている ところでは、平成17年の2月か3月のあたりで合併ということになるんではないかと、順調 にいけばですね、そんな感じなんです。

【横山隆一郎委員】

そうしたときに、今、広域連合の消防職員が多分4町に割り振られると思うんですが、そのときに川島町の持ち分としては何人ぐらい来ることになるんですか。

【副会長:川島町長】

私、一応副連合長になっておりますので申し上げます。職員は全部で今 106人体制で、川島町の負担分を職員数で割り返しますと17名なんです。分署にはそのうち10名しか配置ができなくて、あとは今の7名分は消防長さんとかそういう分になっていると理解をしております。この問題については、広域連合の中でもまだ深入りの論議に入っておりません。アウトラインとして、連合長は一遍岐阜市さんと接触をしてみてその感触を得る役割、私は各務原市さんと接触をして各務原市さんの意向を酌み取る役割というようなことで役割は分担しております。この前、岐阜市さんの方へ連合長さんが行かれたときの、これもほかから伝わるぐらいの情報で確たることはないんですが、いろんな手法があるんですけれども、何せ今、岐阜広域も、私の方もですが、今、振興局長さんは順調に行っていると、そのまま進むというふうに言っておりますが、今それに双方とも全力を挙げているというような状況で、その辺の一部事務組合とか広域連合のところはまだ深入りはしていないというのが実情でございます。

これはある程度法的根拠を持った段階では急いで、結局、新市の方でとりますと、岐阜市さんと各務原市さんで鋭意ピッチを上げて協議を進めていくということになろうかと思うんですね。法的根拠のないときであっても、連合の方は絶えずその問題については頭に入れながら進めておるわけですが、何せ本体の合併という問題に岐阜広域の方も全力を挙げておられますので、並行して少しずつ考え方をやっているような状況でございます。今の目標では、局長さんがおっしゃったように合併の期日が少しずれますので、その間についてどうするかという問題が一つ。解決方法は二、三ありまして、今、川島町が組合員の名前に入っているわけですね。その間だけ川島町の文字が消えて各務原市さんが入るのか、そうではなくてということなんですが。

【議長:各務原市長】

今、羽島郡の広域連合は4町でやっているんですか。

【副会長:川島町長】

4 町でやっております。

【広瀬利和委員】

私、さっき言いましたけれども、多分その時期は少しずれるんですね。そうなりますと、 その間、今の川島地区の消防事務所をどうするかという話が出まして、多分合併するときに 広域連合から脱退されるということになるんですよね、通常は。合併されますと、羽島郡の 広域連合から例えば川島地区だけが脱退をしていくということになるんじゃないですか。

【副会長:川島町長】

脱退はできませんので、今、四つの町、その中に川島町という団体が入っておりますので、 その間だけは川島町の町名が消えて、そこに各務原市という名前が、自動ではありませんが、 入ってくると。

【広瀬利和委員】

ですから脱退をしてさらに加入をして新たな広域連合をつくると、こういうことになるんですよ。自動的に名前は変らないんですわ。ですからそのときに果たして、向こうがきっちり決まっておればいいですわね、間違いなく3月でいいですよと、終わりますよということになればいいですけど、そこが決まっていない可能性もある。

【議長:各務原市長】

決まるというのは何がですか。

【広瀬利和委員】

向こうがですね……。

【議長:各務原市長】

合併が。

【広瀬利和委員】

そうそう。決まっておればいいですけど、そのあたりも非常にファジーではあるんですね、今。これはほかの方でもあるんです。要するに常備消防が合併に伴って枠組みが変わってくると。例えば北方町も問題があるんですね。あそこは本巣消防ですけれども、岐阜市さんと今、合併を進めている。そこをどうするのかという話も、向こうは向こうで進めていますけれども、そのあたりも含めて整理をしないかんだろうと。ですから、今、町長さんがおっしゃったように、町民の方に迷惑をかけないようにうまくさっと変わるような進め方を検討すると、そういうことです。

【議長:各務原市長】

いずれにしても今の羽島郡4町、川島、笠松、岐南、柳津4町で広域連合消防をつくってみえるということですね。その4町のうち川島町がうちと合併、これが来年の11月1日と。 残る3町は岐阜市との合併が順調にいっておるという説明ですから、まだ将来のことはわからんけれども、平成17年の2月くらいと。この間は一たん川島町が連合から脱退して……。

【副会長:川島町長】

いや、川島が抜けるんではなくて、構成団体が笠松、岐南、柳津、各務原市の広域連合と。

【議長:各務原市長】

自動的になるの。

【副会長:川島町長】

自動的にはならない。

【議長:各務原市長】

一たん脱退して、各務原市が入るということでしょう。

【消防部会】

町長さん、法律的には脱退なんですわ。脱退して各務原市さんに加入してもらうんです。

【副会長:川島町長】

ちょっと勉強不足で、その辺が……。

【議長:各務原市長】

だから、うちは来年の11月1日に合併して各務原市になると。だから、川島町さんは羽島郡4町の消防の広域連合から脱退されて、さらに各務原市として入ると、こういうことやわな。そして再来年の2月か3月、岐阜市の広域合併が完結すればそこで解散ということになるわけやね、そうだよな。

【消防部会】

そうです。

【副会長:川島町長】

最大は、消防職員の取り扱いだと思います。それだけで、あとは別にそんなに難しいもの はないということじゃないかな。

岐阜市さんの進められてみえる合併協議でも、合併と同時に広域連合は解散ということが 決まっておるようでございます。実際に清算となりますと合併後になりますので、岐阜市さ んと各務原市さんで後片づけといいますか、清算をしていただくということになるかと思い ます。

【議長:各務原市長】

職員さんはどうやってやるんやね。希望をとるわけかね。

【副会長:川島町長】

それが今もいろんな案があって、考えると、それがひとり歩きし出すと私も困るんですが、 いろんな方法があるということです。

【議長:各務原市長】

そのほか、ご質問、ご意見ございましたら。

【横山隆一郎委員】

各務原市が私ばかりで申しわけないですけど、消防団に対する補助金なんかも、見ていますと手厚くされているなと。やっぱり町だからできることと市だからできること、あるいは逆に町ではできないこと、市ではできないこと、いろいろこれから出てくるだろうと思うんですね。まさに消防団への補助金等が、町だから今までは許されていたというような感じを私は抱くわけです。当然、市になれば常備消防が充実されて、だんだん消防団のウエートが低くなるというのが趨勢だろうと思います。各務原市では消防団の団員確保に非常に苦労しているという現状があるわけですけれども、ぜひここら辺も早急に、消防団とこうするよということで覚悟を決めて、早期に解消していただきたいと。ここでは3年で緩和するというようなことも載っています。金額的には大したことないですけれども、基本的な考え方とし

て、その辺はやっぱりリーダーとしてきちっと腹をくくって取り組んでいただきたいと要望 しておきます。

【議長:各務原市長】

そのほか。

[発言する者なし]

ここに川島町の方もお見えになりますが、各務原市の消防署・消防団員は期待してください。川島町も立派ですが、うちはすこぶるいいですよ。去年の火事を見ても、その後の日本列島におけるあちこちの火事よりうちの方が早いでしょう。それから今、消防署と消防団との関係は非常にうまくいっていますし、それでも危機管理は大事だということで、新たに消防ボランティア隊というのを3年間で300人ということで進んでおるんですよ。ところが2年間でできそうでしょう。今はもう100人確保しました。各務原だけでも600人体制を900人体制まで持っていこうということですし、消防と救急と別々ということは同時並行してできますのでね、そこはそれだけいいと思いますね。

じゃあ、ご意見も尽きたようでございますのでお諮りをいたします。

ただいまの消防署・消防団の関係、協議第48号につきまして、原案どおりご了解いただい てよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。原案どおり承認されました。

続きまして、協議第49号 社会教育事業の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明願います。

【教育部会】

協議第49号 社会教育事業 (スポーツ関係施設) の取扱いについて (案) でございます。 下に基本的な調整方針が書いてありますので読みます。

川島地区の「スポーツ関係施設」の休業日・使用時間・利用者の制限については、個別の施設ごとに新市において決定するとしています。使用料につきましては、平成17年度は現行制度のままとし、施設の規模・性格を勘案しながら個別の施設ごとに調整し、平成18年度以降に新市において見直しを行うでございます。なお、各務原市の「スポーツ関係施設」につきましては、現行制度のまま存続するということでございます。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いします。

今申し上げた調整方針については同じでございますので、割愛させていただきます。

左側を見ていただきまして、施設名ですが、まず1番に学校開放施設がございます。そこに大きく四つの視点で書いてあります。まず上から、川島中学校の格技場、二つ目が川島中学校屋内運動場、いわゆる体育館でございますが、同小学校の屋内運動場、三つ目が川島中学校のテニスコート、四つ目が川島小・中学校のグラウンドと、この4点について休業日、使用時間、あるいは利用者の制限、使用料等記載してございます。それに類似した各務原市の施設が右側に書いてございます。見ていただければわかるかなと思います。最後、右の方

ですが、調整方針として、川島地区の学校開放施設の休業日、使用時間及び利用者の制限については、それぞれの実情と施設の規模を勘案しながら、新市において決定するということでございます。

次の11ページを見ていただきます。

2番目に施設名でございますが、川島町小網堤外グラウンドが書いてございます。同じように休業日、使用時間、利用者の制限、使用料等書いてあります。その右側に類似施設が同じように比較してございます。調整方針でございますが、川島町小網堤外グラウンドの休業日、使用時間及び利用者の制限については、施設の実情と規模を勘案しながら、新市において決定するでございます。

三つ目、下の段でございますが、川島町総合スポーツ公園町民プールでございますが、同じように開設期間、休業日、使用時間、利用者の制限、使用料等記載してあります。右側は類似施設でございます。調整方針として、川島町総合スポーツ公園町民プールの休業日、使用時間及び利用者の制限につきましては、施設の実情と規模を勘案しながら、新市において決定するでございます。

もう1枚はねていただきまして4番目でございますが、施設名、川島町総合スポーツ公園 多目的グラウンドでございます。これも休業日、使用時間、利用者の制限、使用料等記載し てございます。右側は各務原市の類似施設が記載してございます。調整方針でございますが、 川島町総合スポーツ公園多目的グラウンドの休業日、使用時間及び利用者の制限につきまし ては、施設の実情と規模を勘案しながら、新市において決定するでございます。

5番目、川島町総合スポーツ公園テニスコートについてでございます。これも同じように休業日、使用時間、利用者の制限等記載してあります。右側は同等の類似施設でございます。一番右側の調整方針でございますが、川島町総合スポーツ公園テニスコートの休業日、使用時間及び利用者の制限につきましては、施設の実情と規模を勘案しながら、新市において決定するでございます。

最後でございますが、6番目の川島町総合スポーツ公園野球場でございます。休業日はご覧のとおりでございますし、使用時間、利用者の制限、使用料について記載してございます。右側は類似施設でございます。調整方針は、川島町総合スポーツ公園野球場の休業日、使用時間及び利用者の制限については、施設の実情と規模を勘案しながら、新市において決定するでございます。

以上です。よろしくご審議ください。お願いします。

【議長:各務原市長】

ただいま説明いたしましたが、ご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思います。 【副会長:川島町長】

ちょっと実情だけ説明いたします。川島の場合、いろんな使用料で無料が非常に多いんですが、これは考え方が異なっているんじゃないかと思うんですよ。例えばテニスコート、多目的グラウンド、野球場、これはすべて使った人がきちっと管理するということですので、

大きい修理とかそういうことはやりますけれども、日常的な管理というのは使った者がやる。こういう習慣でずうっと来ておるもんですから、無料のものが非常に多いと。ただ、プールの使用料につきましてはこれだけの格差というのはありますけれども、これはどうぞ現場を見ていただければそうかと分かっていただけるかと思います。同じ施設でも、規模、内容が本当に一つ一つ違うと思いますので、その辺のところをこれから協議といいましょうか、事務的に進めていただく場合に、ぜひともそういうところをどうしていくのかというようなことも含めて考えていただきたい。私は使った者がきちっとやるということは決して悪いことではないと思っております。そんなことで今までずうっとやってきて、こういうことになっていると思います。

【議長:各務原市長】

そのほかございますか。

[発言する者なし]

ご意見、ご質問も尽きたようでございますので、お諮りをいたします。

協議第49号につきまして、原案どおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。協議第49号につきましては原案どおり決定いたします。

続きまして協議第50号に入ります。

事務局から説明させます。

【産業部会】

協議第50号でございます。15ページをお願いします。

姉妹都市・国際交流事業(海外派遣事業等)の取扱いについての案でございます。

国際交流事業(海外派遣事業等)については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。ただし、小学生の海外派遣事業など川島町国際交流協会が主体となって実施している事業については、新市において決定するという案でございます。

16ページをお願いします。

一つ目の海外派遣事業につきましては、各務原市の方は事業名が中学生海外派遣事業ということで、これは市が主催をしておりますが、目的としては、次代を担う青少年を海外に派遣し、諸外国に対する理解と国際協調の精神を養成し、国際的視野と高い市民意識を持った青少年の育成を図るというようなことでございます。事業内容としましては、市内在住の中学生を対象として、募集・選考を経て海外に派遣する。派遣に係る費用については、派遣中学生が約半額を負担するということでございます。実績につきましては、そこに書いてございますように、毎年30名から40名程度を派遣しております。事業費につきましては 908万円ということでございまして、参加者負担額は、先ほど申し上げましたように1人半額程度ということで、1人10万円、それで 400万ということでございます。

川島町さんにおかれましては、現在、川島町国際交流協会が主体となり、小学生や中学生それぞれ派遣をしてみえます。事業名としては、ロサンゼルス体験研修、これは小学生の方。

そして、シドニー体験研修は中学生の方ということでございます。事業内容としましては、派遣をしまして、渡航費、滞在費は国際交流協会が負担し、残りを個人負担してみえるということでございます。実績としましては、15年度に小学生8人、中学生が5人ということでございます。ということで調整方針としましては、海外派遣事業については、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、小学生の海外派遣事業など川島町国際交流協会が主体となって実施している事業については、新市において決定するという方針でございます。

2番目の国際交流団体ということでございますが、各務原市には各務原国際協会というのがございます。目的につきましてはそこに書いてあるとおりでございまして、事業内容については、各種国際交流イベントの実施、英語、中国語、韓国語等の講座等を行っております。補助金につきましては、国際協会事業補助金ということで50万円を交付しております。川島町におかれましては川島町国際交流協会と、先ほどの海外派遣を行ってみえます交流協会でございますが、目的につきましてはほぼ同様の内容でございますが、事業概要の中で特に異なっておる点につきましては、ホームステイの受け入れ等は積極的にやっておみえになります。補助金につきましては、町の方から270万円を交付してみえます。これにつきましての方針につきましては、国際交流団体については事業内容を検討し、統合に向けて調整に努めるということでございます。

そして17ページの方の3番目、海外青年招致事業等でございますが、各務原市におきましては外国青年招致事業・交流職員設置事業ということで、事業内容といたしましては、交流員の招致、そして交流職員設置による市民向け外国語講座開設、諸外国との交流窓口業務等を行っております。招致国につきましては、アメリカから1人、そして韓国から1人、ブラジルから1人ということですが、これは県の国際協会の方から派遣をしていただいております。そしてインドの方が1人、合計4人の方でございます。川島町におきましては、現在こういうことは行っておられませんので、この方針につきましては、海外青年招致事業等については新市において継続して実施するということでございます。

そして4番目の国際化推進事業でございますが、これは国際交流サロン設置事業ということでございまして、目的としまして、各務原市の国際化推進を図るため、国際交流相談員の設置など、国際交流サロンの整備・運営充実を目指すということでございまして、事業内容としましては、そこに書いてございますように、いろいろ交流会の機会提供、サービス提供などを行っております。設置場所につきましては産業文化センター、この建物 1 階に設置しております。事業費については 529万 7,000円でございます。これは川島町さんにおかれましては、現在こういった施設はございませんので、調整方針につきましては、国際化推進事業については新市において継続して実施するという内容でございます。

そのほかでございますが、加入団体等がそれぞれ市町にございまして、各務原市についてはオイスカと国際連合、そして自治体国際化協会等に加盟をしております。川島町におきましてはオイスカ、そして国際交流センター、そして先ほどの国際交流協会さんが世界青年友

の会に加盟してみえるということでございます。そして調整方針としましては、加入団体については、両市町が加入している団体と調整を図ると。以上でございます。

【議長:各務原市長】

説明いたしましたが、ご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思います。

[発言する者なし]

この件については、ご意見、ご質問もないようでございますのでお諮りをいたします。

協議第50号につきましては、原案どおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。決定されました。

本日予定されておりました議題につきましては以上でございますが、その他確認事項があるようでございますので、事務局から説明させます。

【事務局】

それでは、お手元の黄色い表紙、確認事項をご覧ください。事務局より確認事項について ご説明いたします。

いつものようにでございますが、前回11月14日に開催されました第9回合併協議会までの 協議状況がまとめてございますので、また後ほどご確認をいただければと思います。

また、最後のページには今後の協議会開催日程の予定を掲示してございますので、よろしくお願いいたします。次回は第11回、12月13日、まことに申しわけございませんが、土曜日に本日と同じこの会議室で開催をいたしたいと存じます。年末で大変お忙しいとは存じますが、スケジュールのご調整をよろしくお願い申し上げます。

なお、年明けはあと2回の合併協議会を予定いたしております。

11月1日に開催されました第8回の協議会におきまして、合併の期日が既に決定されております。これはもちろん今後の協議の進捗状況によってということではございますが、16年の11月1日に合併するためには、来年の3月議会での議決が最も標準的なスケジュールであると事務的には考えております。したがいまして、事務局といたしましては、1月15日までにすべての事務事業をご承認いただき、2月4日には合併協定書と新市建設計画をご決定いただくつもりで、これはあくまでつもりでということでございますが、鋭意事務を進めておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【副会長:川島町長】

諸事業ですけれども、その中には一番大切な新市建設計画というのは入っていて、ここへ 上がってくるわけですね。

【事務局】

はい、おっしゃるとおりでございます。

【議長:各務原市長】

以上でございます。

皆様のおかげをもちまして滞りなく会議が進行いたしました。心より感謝を申し上げます。 これをもちまして第10回木曽川文化圏市町合併協議会を閉会いたします。ありがとうござ いました。

午後3時40分 閉会